

危険なブロック塀の除却（撤去）に補助金を交付します

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事（撤去工事）を行う場合に補助金を交付します。

【対象】 避難地、避難路等沿道に面したブロック塀等で指定の点検表の結果、危険と判断されたもの

【避難地】 地域防災計画に定める避難場所、避難所等
【避難路】

・ 建築基準法第42条の道路、第43条第2項の道路
※建築の際のいわゆる接道義務を満たす道

・ 地域防災計画に定める緊急輸送路 ・ 通学路等

対象路線かどうかお調べするのに時間を要します。ご自身のブロック塀等が当事業に該当するかどうか、事前にお電話等で市住宅課までご相談ください。

【補助金額】

補助対象経費の3分の2以内(上限66,000円)

【申込方法】 申請書類(押印必要)および右記添付書類を市住宅課までご提出ください。

【添付書類】

- ・ 付近見取り図
- ・ ブロック塀の位置、高さ、延長および道路の幅を記載した図面(手書可)
- ・ 撤去前のブロック塀の写真(全景および不適合箇所がわかるもの)

※要件等詳細については、お問い合わせください。

【申込期間】

5月6日(金)から11月30日(水)まで

※予定件数に達し次第終了させていただきます。

ただし、令和5年2月28日までに工事を完了の上、実績報告書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】 市住宅課(市役所2階)

☎ 32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

頑張る学生を
応援します

小松島市出身で市外在住の学生さんに 生活支援物資の発送をはじめます



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援として、小松島市出身で市外在住の学生さんに応援物資の給付事業を行います。

【応援物資の内容】 ※季節によって送付する内容が異なります。

金ちゃんぶっかけうどん(生タイプめん)

12個入り×2ケース

【給付対象となる方】

次の要件をすべて満たす方

- 小松島市出身かつ市外に在住する学生であること。
- 国内の大学(専攻科、別科および大学院含む)、短期大学(専攻科、別科含む)、高等専門学校(第4学年、第5学年および専攻科に限る)、専門学校(専修学校(専門課程(上級学科を含む)))に在学する学生であること。
- 30歳未満(平成5年4月2日以降に出生)の学生であること。

【申請期間】

令和4年5月9日(月)から令和5年2月28日(火)まで

【申請方法】

①携帯やパソコンからお申込みする場合:市ホームページに掲載している「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」からご申請ください。

②郵送の場合:市ホームページに掲載している給付申請書に必要事項を入力し印刷の上、市企画政策課までご郵送ください。

※詳細は市ホームページをご確認ください。

**アレンジ写真を
募集します!**



優勝者には景品を差し上げます!
ぜひご応募ください

【お問い合わせ先】

市企画政策課(市役所3階) ☎ 32・2127

Mail:kikakuseisaku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

生活習慣病予防で 認知症予防

認知症と聞くと、加齢に伴う変化のため予防することが難しいと考えがちですが、近年の研究により早期から生活習慣病を予防することで認知症予防につながるということがわかってきました。

認知症は、脳の病気や障がい等様々な原因によって起こります。脳は身体全体の血流の約20%を必要としており、血管が非常に豊富な臓器です。さらに神経細胞が100億個以上もあり、信号のやりとりをする上で、記憶したり考えたりと複雑な仕事をしています。

糖尿病や高血圧等の生活習慣病があると、慢性的に血管の炎症が起こっているため、炎症から血管を守ろうと、アミロイドというタンパク質がたぐさん仕事をします。結果、アミロイドと呼ばれるゴミのようなものが脳内に増えます。血管が傷んでいると、毛細血管を通してゴミを外に排泄することができず、神経細胞に付着し脳の働きが低下します。認知症を100%予防することは困難ですが、血管の状態をきれいに保つことで認知症のリスクを減らすことにつながります。

生活習慣病予防について等の健康相談を保健センター他8カ所で行っています。また、年に1回健康診断を受けることも生活習慣病の早期発見のためには大切です。ご加入の医療保険により実施時期等異なりますので詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。

市保健師 飯藤 瑠依子